

第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 海上移動業務の無線局の予備免許の付与及び予備免許中の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条及び第11条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の免許の申請書を受理し、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
 - (1) 工事落成の期限
 - (2) 電波の型式及び周波数
 - (3) 識別信号
 - (4) 空中線電力
 - (5) 運用許容時間
- 2 無線局の予備免許を受けた者は、電波の型式、周波数若しくは空中線電力又は工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 3 無線局の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。(注)

注 別に定める無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- 4 総務大臣は、無線局の予備免許を与えるときに指定した工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、その無線局の免許を拒否しなければならない。

A-2 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条及び第71条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、□A□ 空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ② 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、無線局の□B□ の指定を変更し、又は□C□ の設置場所の変更を命ずることができる。
- ③ ②により□C□ の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、□D□ なければならない。

	A	B	C	D
1 電波の型式、周波数、	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備	その旨を総務大臣に報告し	
2 電波の型式、周波数、	電波の型式、周波数若しくは 空中線電力	人工衛星局の無線設備	その旨を総務大臣に報告し	
3 電波の型式、周波数、	周波数若しくは空中線電力	無線設備	その講じた措置の結果について 総務大臣の確認を受け	
4 無線設備の設置場所、 電波の型式、周波数、	電波の型式、周波数若しくは 空中線電力	無線設備	その講じた措置の結果について 総務大臣の確認を受け	
5 無線設備の設置場所、 電波の型式、周波数、	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備	その講じた措置の結果について 総務大臣の確認を受け	

A-3 無線局の免許後の変更に関する次の事項のうち、総務省令で定める場合を除き、免許人が変更検査（電波法第18条の検査をいう。）を受け、これに合格しなければ、その変更に係る無線設備を運用してはならないときに該当するものはどれか。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、通信の相手方の変更の許可を受けたとき。
- 2 電波法第20条（免許の承継）の規定により、免許人の地位を承継し、又は総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継したとき。
- 3 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受け、当該変更又は工事を行ったとき。
- 4 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けたとき。

A-4 次の記述は、電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定に基づき船舶局の無線設備に備えなければならないデジタル選択呼出装置の一般的な条件について述べたものである。無線設備規則（第40条の5）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

船舶局のデジタル選択呼出装置は、次の(1)から(6)までに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- (1) 点検及び保守を容易に行うことができるものであること。
- (2) 自局の識別信号は、容易に **A** こと。
- (3) 遭難警報は、自動的に5回繰り返し送信し、それ以降の送信は、3.5分から4.5分までの間のうち、**B** を置くものであること。
- (4) 受信した **C** 、当該内容を20以上記憶できるものであり、かつ、記憶した内容は印字する等により読み出されるまで保存できること。
- (5) 遭難通信に対する応答は、**D** 行うことができるものであること。
- (6) (1)から(5)までに掲げる条件のほか、無線設備規則第40条の5（デジタル選択呼出装置）第1項第1号に掲げる条件に適合すること。

	A	B	C	D
1	変更できない	不規則な間隔	遭難通信に係る呼出しの内容が直ちに印字されない場合	手動でのみ
2	変更できない	不規則な間隔	遭難通信については、いかなる場合においても	手動でのみ
3	変更できない	規則的な間隔	遭難通信については、いかなる場合においても	手動で、又は自動的に
4	変更できる	規則的な間隔	遭難通信に係る呼出しの内容が直ちに印字されない場合	手動でのみ
5	変更できる	不規則な間隔	遭難通信については、いかなる場合においても	手動で、又は自動的に

A-5 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容が適合しないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の 記 号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	G 1 B	角度変調であって、位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって、自動受信を目的とするもの
2	F 2 B	角度変調であって、周波数変調	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	電信であって、自動受信を目的とするもの
3	J 3 E	振幅変調であって、抑圧搬送波による单側波帶	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	P 0 N	パルス変調であって、無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

A-6 次の記述は、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の6及び第34条の7）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）に規定するところにより主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の A に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② ①の総務省令で定める主任無線従事者の講習を要しない無線局は、次のとおりとする。
 - (1) 無線局免許手続規則第4条（添付書類等）に規定する特定船舶局
 - (2) B
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの
- ③ 免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）第7項の規定により、主任無線従事者を選任 C に無線設備の A に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ④ 免許人は、③の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から D に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。
- ⑤ ③及び④にかかわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

A	B	C	D
1 操作の監督	簡易無線局	したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	5年以内
2 操作の監督	実験試験局	するときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	3年以内
3 操作の監督	簡易無線局	するときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	5年以内
4 操作及び運用	実験試験局	したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	3年以内
5 操作及び運用	簡易無線局	するときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	5年以内

A-7 次の記述は、海上移動業務の無線局が運用する場合における空中線電力について述べたものである。電波法（第54条）及び無線局免許手続規則（第10条の3）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣が電波法第8条（予備免許）の規定に基づいて無線局の免許の申請者に対して予備免許を与える際に指定する空中線電力は、その無線局が送信に際して A とする。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、その無線局の免許状に記載された B 。ただし、C については、この限りでない。

A	B	C
1 使用できる最大の値のもの	ものの範囲内で、通信を行うため必要最小のものでなければならない	遭難通信
2 使用できる最大の値のもの	ところによらなければならない	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 使用しなければならない単一の値のもの	ところによらなければならない	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 使用しなければならない単一の値のもの	ものの範囲内で、通信を行うため必要最小のものでなければならない	遭難通信

A-8 次に掲げる場合のうち、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当しないものはどれか。電波法（第62条）、電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするための通信を行う場合
- 2 ナブテックス受信機によって船舶の航行の安全に関する情報を受信する場合
- 3 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 4 26.175MHzを超える470MHz以下の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合
- 5 船位通報（遭難船舶又は遭難航空機の救助又は捜索に資するために国若しくは外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するもの）に関する通信を行う場合

A-9 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び再開並びに呼出しの中止について述べたものである。無線局運用規則（第21条、第22条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 海上移動業務における呼出しは、Aの間隔を置いて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくともBの間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。Cのための電波の発射についても同様とする。
- ③ ②の通知をする無線局は、その通知をするに際し、Dを示すものとする。

A	B	C	D
1 2分間	3分間	無線設備の機器の試験又は調整	分で表す概略の待つべき時間
2 2分間	15分間	通報の送信	受けている混信の度合い
3 2分間	3分間	無線設備の機器の試験又は調整	受けている混信の度合い
4 5分間以上	3分間	通報の送信	分で表す概略の待つべき時間
5 5分間以上	15分間	無線設備の機器の試験又は調整	受けている混信の度合い

A-10 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① A、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz及び16,804.5kHzの周波数の電波の使用は、Bを使用してCを行う場合に限る。
- ② 156.8MHzの周波数の電波の使用は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限る。
 - (1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあっては、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出しを行う場合
 - (2) 呼出し又は応答を行う場合
 - (3) Dを送信する場合

A	B	C	D
1 2,182kHz	無線電話	遭難通信	準備信号
2 2,182kHz	デジタル選択呼出装置	遭難通信	船舶の航行の安全に関し 急を要する通報
3 2,187.5kHz	デジタル選択呼出装置	遭難通信、緊急通信 又は安全通信	準備信号
4 2,187.5kHz	無線電話	遭難通信、緊急通信 又は安全通信	船舶の航行の安全に関し 急を要する通報
5 2,187.5kHz	デジタル選択呼出装置	遭難通信	準備信号

A-11 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第66条及び第80条）及び無線局運用規則（第81条の7及び第81条の8）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害する虞のある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 3 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 4 船舶局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数を使用してデジタル選択呼出装置により、電波法施行規則別図第1号（遭難警報に対する応答）に定める構成のものを送信して行うものとする。
- 5 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。

A-12 遭難警報等を受信した海岸局等の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の3、第81条の4及び第81条の8）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。

2 海岸局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数（注）の電波を使用して、無線電話により、電波法施行規則別図第1号（遭難警報に対する応答）に定める構成のものを送信して行うものとする。

注 デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の電波の周波数をいう。

3 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合においては、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数（注）で聴守を行わなければならない。

注 デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の電波の周波数をいう。

4 海岸地球局は、船舶地球局から送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。

A-13 次の記述は、誤った遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を □A □ へ通報しなければならない。

② 船舶局は、□B □ 誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の(1)から(7)までに掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。

(1) 各局 3回

(2) こちらは 1回

(3) 遭難警報を送信した船舶の船名 3回

(4) 自局の呼出符号又は呼出名称 1回

(5) 海上移動業務識別 1回

(6) 遭難警報取消し 1回

(7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。） 1回

③ 船舶局は、②に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、□C □ しなければならない。

A

- 1 適当な海岸局 デジタル選択呼出装置を使用して
2 適当な海岸局 無線電話により
3 海上保安庁 無線電話により
4 海上保安庁 デジタル選択呼出装置を使用して

C

- 当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復
適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復
当該取消しの通報を行った周波数によって聴守

A-14 次の記述は、遭難通信の不取扱い等に関する罰則について述べたものである。電波法（第105条及び第106条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① □A □ が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、□B □ に処する。

② 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって □C □ は、3月以上10年以下の懲役に処する。

A

- 1 無線通信の業務に従事する者 1年以上の有期懲役
2 無線通信の業務に従事する者 2年以上10年以下の懲役
3 無線従事者 1年以上の有期懲役
4 無線従事者 2年以上10年以下の懲役

C

- 遭難通信を発した者
救助を求める通信を発した者
救助を求める通信を発した者
遭難通信を発した者

A-15 次の記述は、総務大臣に対する報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）及び電波法施行規則（第42条の3）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない。
(1) □Aを行ったとき。
(2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
(3) 無線局が外国において、□Bとき。
② 総務大臣は、□Cその他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
③ 免許人は、①の場合は、できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあっては、□Dときに限り、安全通信にあっては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

A	B	C	D
1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の秩序の維持	当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した
2 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の秩序の維持	当該通報を発信した
3 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた	無線通信の円滑な疎通	当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した
4 遭難通信、緊急通信又は安全通信	あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の円滑な疎通	当該通報を発信した
5 遭難通信、緊急通信又は安全通信	当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた	無線通信の円滑な疎通	当該通報を発信した

A-16 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であって国際通信を行うものに備え付けて置かなければならない書類に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者選解任届の写し
- 2 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- 3 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則

A-17 次の事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空電、混信、受信感度の減退等の通信状態（遭難通信、緊急通信、安全通信その他無線局の運用上、重要な通信に関するものに限る。）
- 2 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときは、その事実及び措置の内容。
- 3 無線局が外国において、当該外国の主管庁の検査を受け、その結果について指示を受け相当な措置をしたときは、その事実及び措置の内容
- 4 無線局運用規則第6条に規定する義務船舶局等の無線設備の機能試験及び同規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験を行ったときは、その結果の詳細

A-18 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めたときに執るべき措置に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 局が行った重大な違反に関する申入れは、この違反を認めた主管庁からこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。
- 2 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨をその局の属する国の主管庁に報告しなければならない。
- 3 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた検査官は、その違反した者の属する国の主管庁にその事実及び内容を通報しなければならない。
- 4 主管庁は、その管轄の下にある局が国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に、国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則第15条（無線局からの混信）15.1）の違反を行ったことを知った場合には、事実を確認し、必要な措置を執らなければならない。

A-19 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における海岸局、船舶局等の聴守に関する次の記述のうち、無線通信規則（第31条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸局は、海岸局及び特別業務の局の局名録において公表された情報に示す周波数で、及びこれに示す時間中自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。
- 2 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸地球局は、宇宙局が中継する遭難警報のために無休の自動の聴守を維持しなければならない。
- 3 船舶局は、海上にある間、その設備を有する場合には、その船舶局が運用している周波数帯の適切な遭難及び安全のための呼出周波数で自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。また、船舶局は、その設備を有する場合には、船舶向けの気象警報、航行警報その他の緊急な情報の送信を自動受信するため適切な周波数で聴守を維持しなければならない。
- 4 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶地球局は、海上にある間、通信チャネルで通信している場合を除いて、聴守を維持しなければならない。
- 5 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶局は、海上にある間常時、周波数156.8MHz（VHFチャネル16）及び156.65MHzで聴守を維持しなければならない。

A-20 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約第4章（無線通信）の規定が適用になる船舶に備える無線設備の要件について述べたものである。同条約第4章第6規則（無線設備）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) その適正な使用に対し機械的、電気的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と[A]に両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
 - (2) できる限り[B]に設けること。
 - (3) 水又は極端な高温若しくは低温及び他の害を与える環境上の条件による影響から保護すること。
 - (4) 無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、主電源及び非常電源から独立した、確実に機能しきつ恒久的に取り付けられたものを備えること。
 - (5) 無線設備の使用に適用する呼出符号、船舶局識別その他の符号を明確に表示すること。
- ② 航行の安全のために要求される[C]の通信路の制御器は、操舵を指揮する場所に近い船橋内の位置において直ちに使用することができるようにしておくものとし、また、必要な場合には、船橋の両翼から無線通信を行うことを可能にする設備を設ける。持ち運び式VHF装置は、当該設備に代えて使用することができる。

A	B	C
1 電気的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	MF及びVHF無線電話
2 電気的	できる限り船橋の近くの、かつ、振動及び衝撃の少ない位置	VHF無線電話
3 電磁的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	VHF無線電話
4 電磁的	できる限り船橋の近くの、かつ、振動及び衝撃の少ない位置	MF及びVHF無線電話
5 電磁的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	MF及びVHF無線電話

B-1 次の記述は、総務大臣の行う電波の利用状況の調査等について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、□アの作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね□イごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
- ② 総務大臣は、必要があると認めるときは、□ウ、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。
- ③ 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。
- ④ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び③により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を□エするものとする。
- ⑤ 総務大臣は、③の評価の結果に基づき、□アを作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該□アの作成又は変更が□オに及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1 周波数割当計画又は無線設備の技術基準 | 2 周波数割当計画 |
| 3 3年 | 4 5年 |
| 5 ①の期間の中間において | 6 ①の事項以外の事項について |
| 7 公表 | 8 関係する無線局の免許又は登録を受けた者に通知 |
| 9 電波の有効利用 | 10 免許人又は登録人 |

B-2 船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者に関する次の記述のうち、電波法（第39条、第48条の2、第50条及び第81条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

ア 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、電波法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者として選任された者であって、その選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（注）を行ってはならない。ただし、船舶が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

イ 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備であって総務省令で定めるものの操作又はその監督を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。

ウ 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める資格及び業務経験を有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の操作又はその監督に関する訓練の課程を修了したとき。
(2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から3年を経過していないとき。

エ 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における遭難通信に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める業務経験を有する無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。

オ 総務大臣は、電波法の施行を確保するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶無線従事者証明に関し報告を求めることができる。

B-3 海上移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第26条、第14条及び第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- イ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- ウ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- エ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- オ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

B-4 次の記述は、緊急通信について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に **ア** その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が **イ** までの間（**ウ**による緊急信号を受信した場合には、少なくとも **エ**）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ③ **ウ**による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③にかかわらず緊急通信に使用している **オ** の電波により通信を行うことができる。

- | | | |
|-------------------|-------------------|------------------|
| 1 陥る虞がある場合 | 2 陥った場合又は陥る虞がある場合 | 3 終了する |
| 4 自局に関係のないことを確認する | 5 デジタル選択呼出装置 | 6 モールス無線電信又は無線電話 |
| 7 15分間 | 8 3分間 | 9 周波数以外の周波数 |
| | | 10 周波数 |

B-5 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の **ア** の伝送、**イ** の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため **ウ** で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の **エ** 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の **エ** は、特に注意して選定しなければならない。
- ④ 混信を避けるために、無線通信規則第22条（宇宙業務）22.1に定める条件（宇宙局は、無線通信規則に基づいて電波の発射の停止を要求されるときは、遠隔指令により **オ** ことができる装置を備え付けなければならない。）を満たさなければならない。

- | | | |
|-----------------------|-------------|------------------|
| 1 長時間 | 2 又は紛らわしい信号 | 3 識別表示のない信号 |
| 4 無線通信規則に定めのない略語を使用した | | 5 必要かつ十分な電力 |
| 6 必要な最小限の電力 | 7 無線設備 | 8 位置 |
| 9 電波の発射を1分以内に停止する | | 10 電波の発射を直ちに停止する |